

## 茨城県介護施設等物価高騰対策支援金交付要綱

### (趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症や物価高騰の影響を受けながらもサービスの安定的な提供を継続している社会福祉施設等を支援するため、介護サービス事業所・施設等を運営する法人等に対し、予算の範囲内において茨城県介護施設等物価高騰対策支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この要綱の定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 「介護サービス事業所・施設等」（以下「事業所・施設」という。）とは、別表に掲げる事業所等であり、茨城県内に所在するものをいう。
- (2) この要綱において「利用定員」とは、令和4年10月1日現在において管轄する自治体に届け出ている利用定員数をいう。

### (交付対象)

第3条 交付の対象及び交付額等は別表のとおりとする。

### (不交付要件)

第4条 前条の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、支援金を交付しない。

- (1) 茨城県暴力団排除条例（平成22年茨城県条例第36号。以下「条例」という。）第2条第1号又は第3号に規定する者（以下「暴力団等」という。）
- (2) 代表者又は役員等（役員又は支店若しくは営業所の代表者、団体である場合は代表者、理事等その他経営に実質的に関与している者をいう。）のうちに条例第2条第3号に規定する者又は暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有している者がある事業者
- (3) 暴力団等が実質的に経営を支配する者
- (4) 社会福祉法第56条第6項、第58条第3項、第71条第1項又は老人福祉法第19条第1項又は介護保険法第76条の2第3項、第78条の9第3項、第83条の2第3項、第91条の2第3項、第102条第1項、第103条第3項、第114条の4第1項、第114条の5第3項、第115条の8第3項、第115条の18第3項、第115条の28第3項、第115条の45の8第3項に基づく命令を受け、申請時までその命令に係る措置をとっていない者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、支援金の趣旨・目的に照らして適当でないと知事が判断する者

### (警察本部への確認)

第5条 知事は、支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）について、

必要に応じ前条第1号から第3号の該当の有無を県警察本部長に照会することができるものとする。

(支援金の申請)

第6条 申請者は、交付申請書(様式第1号)に関係書類を添えて、知事に提出するものとする。なお、事業所・施設を運営する法人等は、原則として、茨城県内で運営する全ての事業所・施設の申請額を取りまとめて、一括して知事に交付申請するものとし、交付の申請は、対象となる事業所・施設1か所につき1回限りとする。

2 前項の申請は、令和5年2月8日から知事が定める日まで行うものとする。

(申請のみなし取下げ)

第7条 知事は、関係書類に不備等があり、修正等を求めたにもかかわらず、30日以内に関係書類の補正等が行われなかった場合、当該申請が取り下げられたものとみなすことができる。

(交付の決定及び確定等)

第8条 知事は、第6条第1項の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認められるときは支援金の交付を決定するものとする。

2 知事は、前項の審査の結果、支援金の交付をしない決定をしたときは、申請者に対し不交付決定通知書(様式第2号)により、その旨を通知するものとする。

(支援金の交付)

第9条 知事は、支援金の交付を決定したときは、申請者に対し口座振込の方法により交付する。

(宣誓・同意事項)

第10条 申請者は、次の各号に掲げる全ての事項について宣誓又は同意をするものとし、知事は、当該宣誓又は同意をしない者には、支援金を交付しない。

- (1) 前条までに規定する交付対象者であること。
- (2) 第4条に規定する要件に該当しないこと。
- (3) 事業活動を行うために必要な法令上の許認可等をすべて得ていること。
- (4) 申請内容の裏付けとなる証拠書類を7年間保存すること。
- (5) 知事が行う関係書類の提出指示、事情聴取及び立入検査に応じること。
- (6) 支援金の事務のために必要な範囲において、提出した基本情報等が第三者に提供される場合及び申請者の個人情報がある第三者から取得される場合があること。
- (7) 虚偽や不正な手段により支援金を受給した場合には、支援金の返還を行うこと。
- (8) 知事が、不正受給により支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利10.95パーセントの割合で計算した加算金を納付すること。なお、納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未

納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を納付すること。

(9) 不正受給と判断された場合、申請者名等を公表するとともに、不正内容が悪質な場合には告訴される場合があること。

(10) 本支援金は、事業所得に区分されることから課税対象であること。

(11) 県及び茨城県内市町村における事業者支援施策の検討・推進に当たり、提出した情報が活用される場合があること。

#### (検査及び報告)

第 11 条 知事は、支援金の適正な交付のため、必要に応じて申請者に対して、検査、報告、その他必要な措置（以下「検査等」という。）を求めることができる。

2 申請者は、前項の検査等の求めがあったときは、これに応じなければならない。

#### (支給決定の取り消し等)

第 12 条 知事は、支援金の交付を受けた者が故意若しくは重大な過失により申請書に虚偽の記載を行い又は偽りの証明を行うことにより、本来受けることのできない支援金の交付を受け、又は受けようとする場合は、交付決定を取り消すことができる。

2 知事は、前項に該当すると認めるときは、同項に該当すると認めた日又は支援金の交付決定を取り消した日以後、当該者に支援金を交付しないものとする。

3 知事は、第 1 項の規定による取り消しを行ったときは、取り消された者に対し、その旨を通知するものとする。

#### (支援金の返還等)

第 13 条 知事は、前条第 1 項の規定による取消しを行ったときは、期限を付して、既に交付した支援金の返還を命ずることができる。

2 知事は、前項の規定に基づく支援金の返還を命ずる場合には、その命令に係る支援金の受領の日から納付の日までの期間に応じて年利 10.95 パーセントの割合で計算した加算金の納付を併せて命ずるものとする。

3 前項の規定により加算金を納付しなければならない場合において、第 1 項の規定に基づく支援金の返還を命ぜられた者の納付した金額が返還を命ぜられた支援金の額に達するまでは、その納付金額は、当該返還を命ぜられた支援金の額に充てられたものとする。

4 第 1 項の規定に基づく支援金の返還及び第 2 項の規定に基づく加算金の納付の期限は、当該返還及び納付に係る命令のなされた日から 20 日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて、年利 10.95 パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

#### (その他)

第 14 条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

付 則

この要綱は、令和5年1月27日から施行する。

別表（第3条関係）

区分	サービス種別	補助単価
入所系	介護老人福祉施設、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護療養型医療施設、認知症対応型共同生活介護事業所、短期入所生活介護事業所（空床型を除く。）、短期入所療養介護事業所（空床型を除く。）、特定施設入居者生活介護事業所、地域密着型特定施設入居者生活介護事業所、養護老人ホーム、軽費老人ホーム	利用定員1人につき 12,000円
通所系	通所介護事業所、地域密着型通所介護事業所、認知症対応型通所介護事業所、通所リハビリテーション事業所（介護老人保健施設、保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所	1事業所につき 150,000円
訪問系	訪問介護事業所、訪問入浴介護事業所、訪問看護事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、訪問リハビリテーション事業所（保険医療機関におけるみなし指定事業所を除く。）、定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所、夜間対応型訪問介護事業所、居宅介護支援事業所、居宅療養管理指導（保険医療機関、保険薬局におけるみなし指定事業所を除く。）	1事業所につき 50,000円

※1 対象事業所・施設については、令和4年10月1日時点で指定等を受けているものであり、申請時において休止・廃止しているものは含まない。

※2 以下に掲げる事業所・施設は、本事業の対象としない。

- ・茨城県障害者施設物価高騰対策支援金を申請する事業所・施設
- ・国・地方公共団体（一部事務組合を含む。）が管理・運営している事業所・施設（指定管理を含む。）